

確認申請書部数リスト **大阪府** (数字は必要部数を示す。)

\* 確認申請提出前に建築基準法施行令第9条の建築基準関係規定を含めた事前協議を申請地の行政庁にて必ず行って下さい。

行政庁	図書別	建築物・工作物											昇降機(市町村協議不要)											
		行政事前協議用(*1)			正本	副本	消防用				建築計画概要書(A3厚紙)	建築工事届	調査報告書(行政発行分)	浄化槽(*7)	正本	副本	建築計画概要書(A4厚紙)	連絡書(正本に綴じて下さい。)						
		確認正本写し	調査発行依頼書	調査報告書(*4)			同意	設備設置計画書(*2)	概要書写	調査報告書														
特定行政庁	大阪市			1	1	1			1	添付	1 出来るだけ、別綴	1 出来るだけ、別綴	1	3	1									
	高槻市		1																	-(*6)	3			
	池田市	1	1						1											1	3			
	箕面市	1	1							1										1	3			
	豊中市		1						1											-(*6)	3			
	吹田市	事前協議書(*2)																		1	3			
	茨木市		1	1																1	3			
	枚方市	1	1(*3)	1										1(*8)						-(*6)	3			
	寝屋川市		1(*3)	1																-(*6)	3			
	門真市	1	1(*3)						1	1								1	出来るだけ、別綴	1	3	1	1	
	守口市		1(*3)						1	1										1	3			
	東大阪市		1	1					*5	誓約書										1	3			
八尾市		1				1						1	3											
府下	豊能町	1			1	1	経由時同意済(消防の要否は、当該市町村に確認してください。)				1 出来るだけ、別綴	1 出来るだけ、別綴	1	3										
	能勢町												1	3										
	摂津市												1	3										
	島本町												1	3										
	交野市												1	3										
	四條畷市												1	3										
	大東市												1	3										

\*1 「行政事前協議用」とは、確認受付前に必要な手続きです。

\*2 吹田市には「調査発行依頼書」の手続きの代わりに「事前協議済書」の写しを添付してください。

\*3 調査発行依頼書に、事業主(申請者)の捺印が必要です。

\*4 大阪市は調査報告書に付近見取図を添付して提出してください。

高槻市は、調査発行依頼書と一緒に概要書の写しを提出してください。

枚方市、寝屋川市は指定色(薄緑色)の調査報告書と送付用封筒(以下、「弊社セット」)を提出してください。(市窓口に弊社のセットを用意しております。)

茨木市、東大阪市は白色A3の提出が必要です。

\*5 東大阪で、専用住宅以外の用途の場合一部必要です。

\*6 については、後日弊社宛にFAX若しくは郵送で届きます。

\*7 市町村分を含めた部数です。

\*8 枚方市で法第88条第1項の規定による工作物の確認には、枚方市の指導により築造概要書が必要ですのでご注意ください。

